

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機 様

大阪広域水道企業団の議員定数に関する意見書

昨今の人口減少等の影響による社会情勢の変化や頻発する自然災害等により、水道事業を取り巻く環境に大きな変化が生じている。

言うまでもなく、水道供給事業は、住民生活に欠かせないライフラインとして、持続性、安全性、強靱性が求められる事業であり、住民代表としての議員の役割は非常に重要である。

以上の観点より、企業団議会の議員定数について、すべての団体に1議席配分されるべきとの主旨で、平成29年度に本市も含む複数の団体から請願、要望等が提出された経緯がある。

現状は33議席での運営をされているが、本市統合以降にも統合団体が増え、さらに、今後、府域一水道をめざして進むなか、より各団体の議席配分についての諸課題が生じると想定される。

加えて、昨今の厳しいコロナ禍における安心安全な水道事業の展開について、住民代表としての議員の役割は、これまで以上に重要性が増している状況にある。

これまで継続協議とされた議員定数の在り方については、令和2年度から企業団議会において、議員定数等調査委員会を設置し、現在、大多数の市町村議会からは、本意見書趣旨と同様の意向のもと、協議が進められている。

改めて、企業団加盟の42市町村すべての議員が、責任ある発言の場と機会を与えられるべきとの観点、加えて、今後の府域一水道に向けた取組みを一層推進させるためにも、下記事項を前提として、議員定数の配分について、具体的な協議を進めていただくことを強く求める。

記

- 1 企業団議会議員の定数については、企業団構成42市町村のすべてに議席を配分されるよう、企業団規約を変更されたい。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。